

記載例（転勤）新しい勤務先で引き続き特別徴収する場合

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号を記入してください
(別府市が付番している「00」で始まる10桁の番号になります)

受付印		別府市長あて		所在地 (住所) 別府市上野口町〇番××号		係 給与係		特別徴収義務者指定番号																
令和 3 年 12 月 3 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)		名称 (氏名) 別府湯けおり (株)		氏名 鶴見 花子		0080001234																
				個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話 0977 (12) 3456		宛 名 番 号 00010																
給与所得者	フリガナ	ユ ブ イ チ ロ ウ			新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額											
	氏名	由 布 一 郎					円	6月分から11月分まで	12月分から5月分まで	3 年	1. 退職 2. 転勤	1. 特別徴収継続 (新しい勤務先欄に記入してください)	円											
	生年月日	明・大 昭 平 34 年 5 月 31 日					円			11 月 30 日	3. 休職(迄) 4. 死亡 5. その他()	2. 一括徴収 (一括徴収欄に記入してください)	1 650 000											
	1月1日現在の住所	別府市亀川東町〇番××号					円					3. 普通徴収へ切替 (残額個人請求)	社会保険料											
	退職後の新住所	別府市西野口町〇番××号					円						円											
個人番号	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	15	200	8	000	7	200					148	500
新しい勤務先	名称	(株)地獄商事			特別徴収義務者指定番号		◎1月～4月末迄の退職者については、原則一括徴収となります。(本人へその旨をお伝えください。) ◎6月～12月末迄の退職者については、本人の申出があれば一括徴収できます。																	
	所在地	〒	103-0000	電話	03 (1234) 5678	担当	山野	一括徴収の申出		一括徴収した税額(上記(ウ)と同額)		円 は												
◎“新しい勤務先”欄については、引継ができていない場合は空白で提出してください。(“3. 普通徴収へ切り換え”を選択してください。)		月割額 1,200 円を 12 月分から徴収するよう連絡済です。		一括徴収		年 月 日		月分(月 日納期限分) で納入します。																

★給与と所得者に異動が生じた場合、翌月の10日までに提出してください。

※注

※注:新しい勤務先で引き続き特別徴収する場合は、新しい勤務先へ引継の連絡してください。
引継ができていない場合は空白で提出してください(“3. 普通徴収へ切り換え”を選択してください。)